

平成 27 年 1 月 1 日

国土交通省中部地方整備局

国道 25 号名阪国道通行止め及び災害対策基本法に基づく路線指定について

国道 25 号の三重県亀山市関町萩原～三重県伊賀市柘植町を通行止めするとともに、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

- 大雪のため、下記の区間を通行止めするとともに、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき指定しました。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両の移動等を行います。

路線名	区間	通行止め及び指定時間
国道 25 号	三重県亀山市関町萩原（関 I C）～ 三重県伊賀市柘植町（伊賀 I C） ※通行止めは、下り線（大阪方面）のみ	1 / 1 22 : 00

※参考

名神高速道路(上下) 栗東IC～京都東IC 通行止め
新名神高速道路(上下) 亀山JCT～草津JCT 通行止め

- 配布先
中部地方整備局記者クラブ
- 問い合わせ先
国土交通省中部地方整備局 道路情報センター
TEL 052-953-8293